

**株式会社堂島取引所における取引時間の変更に伴う
「商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い」等の一部改正について**

I. 改正趣旨

株式会社堂島取引所において取引時間が変更されることに伴い、商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い等について所要の改正を行う。

II. 改正概要

(備 考)

(1) 堂島取引所の取引時間にあわせた変更

- ・現物先物取引及び指數先物取引の帳入値段等を定めるにあたり参照する期間を、取引時間にあわせて変更する。
- ・現物先物取引の受渡決済における提出書類の時限を変更する。

- ・商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い第15条
- ・堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第6条、第16条及び第28条

(2) その他

- ・その他所要の改正を行う。

III. 施行日

1. 2024年11月5日から施行する。

2. 前1.にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、2024年11月5日以後の当社が定める日から施行する。

以上

株式会社堂島取引所における取引時間の変更に伴う
「商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い」等の一部改正について

目 次

(ページ)

- 1 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表 1
- 2 堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領の一部改正新旧対照表 3
- 3 商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表 4

商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(帳入値段等)	(帳入値段等)
第15条 業務方法書第57条に規定する当社が定める帳入値段等は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適當でないと認める場合は、当社がその都度定める。	第15条 業務方法書第57条に規定する当社が定める帳入値段等は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適當でないと認める場合は、当社がその都度定める。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 業務方法書第3条第3号及び第4号に掲げる市場	(2) 業務方法書第3条第3号及び第4号に掲げる市場
a 1の計算区域の <u>午後1時45分</u> から日中立会終了までの間(納会日における当月限にあっては、日中立会の間)における加重平均値段(指定市場開設者が定める個別競争取引により成立した約定値段と取引数量の加重平均により算出した値段)とする。ただし、当該時間帯において約定値段がない場合には、同一の計算区域における最終約定値段とし、同一の計算区域に約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段(当該直前区域に帳入値段が存在しない場合には、直近限月に係る帳入値段)とする。	a 1の計算区域の <u>午後1時</u> から日中立会終了までの間(納会日における当月限にあっては、日中立会の間)における加重平均値段(指定市場開設者が定める個別競争取引により成立した約定値段と取引数量の加重平均により算出した値段)とする。ただし、当該時間帯において約定値段がない場合には、同一の計算区域における最終約定値段とし、同一の計算区域に約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段(当該直前区域に帳入値段が存在しない場合には、直近限月に係る帳入値段)とする。
b (略)	b (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) 業務方法書第3条第6号に掲げる市場	(4) 業務方法書第3条第6号に掲げる市場
a 1の計算区域の <u>午後1時45分</u> から日中立会終了までの間(取引最終日における当月限にあっては、 <u>日中立会</u> の間)における加重平均数値(指定市場開設者が定める個別競争取引により成立した約定数値と取引数量の加重平均により算出した数値)とする。ただし、当該時間帯において約定数値がない場合には、同一の計算区域における最終約定数値とし、同一の計算区域に約定数値がない場合には、直前計算区域の帳入数値(当該直前区域に帳入数値が存在しない場合には、直近限月に係る帳入数値)とする。	a 1の計算区域の <u>午後1時</u> から <u>午後3時</u> までの間(取引最終日における当月限にあっては、 <u>午前9時</u> から <u>午後3時</u> までの間)における加重平均数値(指定市場開設者が定める個別競争取引により成立した約定数値と取引数量の加重平均により算出した数値)とする。ただし、当該時間帯において約定数値がない場合には、同一の計算区域における最終約定数値とし、同一の計算区域に約定数値がない場合には、直前計算区域の帳入数値(当該直前区域に帳入数値が存在しない場合には、直近限月に係る帳入数値)とする。
b (略)	b (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年11月5日以後の当社が定める日から施行する。

堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領の一部改正新旧対照表

新	旧
(受渡品明細通知書) 第6条 渡方堂島農産物先物等清算参加者は、当月限納会日の <u>午後4時40分</u> まで（早受渡しにあっては、当該早受渡しの申出のとき）に、受渡品明細通知書を当社に提出するものとする。	(受渡品明細通知書) 第6条 渡方堂島農産物先物等清算参加者は、当月限納会日の <u>午後4時</u> まで（早受渡しにあっては、当該早受渡しの申出のとき）に、受渡品明細通知書を当社に提出するものとする。
(受渡品明細通知書) 第16条 渡方堂島農産物先物等清算参加者は、当月限納会日の <u>午後4時40分</u> まで（早受渡しにあっては、当該早受渡しの申出のとき）に、受渡品明細通知書を当社に提出するものとする。	(受渡品明細通知書) 第16条 渡方堂島農産物先物等清算参加者は、当月限納会日の <u>午後4時</u> まで（早受渡しにあっては、当該早受渡しの申出のとき）に、受渡品明細通知書を当社に提出するものとする。
(受渡品明細届出書) 第28条 渡方堂島農産物先物等清算参加者及び受方堂島農産物先物等清算参加者は、当社が別に定める受渡品明細届出書その他の必要書類を、当月限納会日の <u>午後4時40分</u> までに当社に提出するものとする。	(受渡品明細届出書) 第28条 渡方堂島農産物先物等清算参加者及び受方堂島農産物先物等清算参加者は、当社が別に定める受渡品明細届出書その他の必要書類を、当月限納会日の <u>午後4時</u> までに当社に提出するものとする。
付 則	
1 この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年11月5日以後の当社が定める日から施行する。	

商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(銘柄管理手数料)	(銘柄管理手数料)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 指定市場開設者の前項に規定する銘柄管理手数料（月額）は、商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条 <u>各号</u> に掲げる取引について、月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象商品の数（限月取引及び限日取引のいずれの取引も設定されていないものを除く。）に6万円を乗じて得た額の合計額とする。	2 指定市場開設者の前項に規定する銘柄管理手数料（月額）は、商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条 <u>第1号及び第2号</u> に掲げる取引について、月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象商品の数（限月取引及び限日取引のいずれの取引も設定されていないものを除く。）に6万円を乗じて得た額の合計額とする。
令和2年7月27日付則	令和2年7月27日付則
1～3 (略)	1～3 (略)
4 第3条第2項の規定は、令和2年8月分以降当分の間、別表に基づき算出される商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条 <u>各号</u> に掲げる清算対象取引に係る清算手数料並びに証券取引等清算業務に係る手数料に関する規則別表に基づき算出される証券取引等清算業務に関して定める業務方法書第3条第2項第6号の2及び第6号の3に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が10万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。	4 第3条第2項の規定は、令和2年8月分以降当分の間、別表に基づき算出される商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条 <u>第1号及び第2号</u> に掲げる清算対象取引に係る清算手数料並びに証券取引等清算業務に係る手数料に関する規則別表に基づき算出される証券取引等清算業務に関して定める業務方法書第3条第2項第6号の2及び第6号の3に掲げる清算対象取引に係る清算手数料の合計額が10万円以下となる清算参加者には適用しないものとする。
5 (略)	5 (略)
付 則	
この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。	